

### 患者等搬送事業者について

中予地域の消防本部では、救急車を利用するほど緊急性は無いが医療機関を受診したい時、入退院や転院の時、社会福祉施設などへの送迎の時に、ストレッチャーや車椅子を使用して搬送する民間事業者で申請があった場合、下記の基準に適合する事業者に対し「患者等搬送事業者」として認定しています。

- (1) 事業者としての質の担保  
許可・登録（一般乗用旅客・特定旅客・自家用有償旅客）の確認
- (2) 乗務員としての質の担保  
乗務員講習の実施及び乗務員適任証の交付  
乗務員定期講習の実施（継続的な再教育）
- (3) 搬送車両の質の担保  
十分な緩衝装置、換気及び冷暖房装置、業務を実施するために必要なスペース  
緊急連絡に必要な設備
- (4) 積載資機材の質の担保  
呼吸管理用資器材、保温・搬送用資器材、創傷等保護用資器材、消毒用資器材  
その他の資器材

患者等搬送事業者等のご利用等お問い合わせは、各事業者に直接お願いします